

令和2年度 第2回瑞浪市文化財審議会 会議録

■日 時：12月1日（火）13時30分から15時30分まで

■場 所：瑞浪市化石博物館 レクチャールーム

■出席者：青木本吉、小栗幸江、可知正己、加知久宗、小木曾建夫、三戸憲和、柴田明芳、山田和洋

欠席者：なし

事務局：和田課長、砂田係長、安藤主査

■あいさつ

和田課長あいさつ（内容は省略）。全委員の出席による会議成立の宣言。

■審議事項

事務局：岐阜県天然記念物の大湫神明神社の大杉は、前回審議会で現地確認をしていただいた状態のままですが、11月19日付けで滅失等届出書が提出され、県庁の担当部局に進達しました。県庁の担当者からは、今後県では指定解除の手続きが進む見込みと聞いています。大湫神明神社の大杉は県指定文化財であり、市指定文化財でもありますので、本日は市の文化財指定を継続するか解除するかのご審議をお願いしたいと思います。

会 長：それでは、只今事務局から説明があった、大湫神明神社の大杉の文化財指定の維持あるいは解除について審議する。まず、大杉の状態や地域の活動状況については、現在どのようなか。

委 員：大湫では、大杉が倒れた直後から会議を組織してその保存について協議を続けてきた。詳細は協議中であるが、少なくとも根元部分の一部、数メートル程度を保存するという事で大杉の合意を得ており、大学などの研究機関による調査にも協力している。また、残りの部材はモニュメントや美術作品として活用する等の意見も出されており、観光資源としても活用を図ることを計画している。

事務局：只今発言のありました大学などの調査につきましては、3機関により年輪年代測定などが実施されており、これにより過去の気候変動や自然災害の状況等を明らかにすることができると聞いていますが、成果が出るまでには2～3年を要するそうです。

委 員：地域の活動の一つとして、現在クラウドファンディングを行っているとも聞いている。資金を募る活動と、大杉を保存するという活動は連携が図れているのか。

委 員：大杉の保存については部材活用、資金調達など様々な部会に分かれて

行われているが、すべて同一組織で実施されており連携は図られていると認識している。

委員：生きていない植物を天然記念物としてどのように価値づけを行うのか、当市では過去に類例がなく難しい問題である。他の自治体では同様の事例はあるか。

事務局：倒れた木という事例ではありませんが、生きていない植物というものであれば埋没林が該当すると思われます。これは立木のまま地中に埋もれていた木の根ですが、過去の気候や植生を示すものとして価値づけが行われ、天然記念物として指定されているようです。

委員：そういったことであれば化石に近い考え方として理解できる。但し、どのように保存するかという点が課題である。

委員：地元では保存部分を屋根で覆うなどの措置を検討しているが、根の一部には不朽箇所がみられるので、不朽箇所は取り除く必要があると思われる。

委員：保存する場合、雨対策などは必須であり、地面からの湿気も避ける必要がある。またなるべく早めにこれらの対策を行う必要がある。

事務局：地元からは、今年度中に資金を調達し、来年度に保存のための事業を実施予定と聞いています。

委員：文化財の保存事業として大杉を残す場合、市からの補助は可能か、あるいは観光振興事業として補助することはできるか。

事務局：本日の審議で文化財指定継続の決定がなされれば、文化財の保存事業として補助を行うことができますが、観光分野では該当する補助金はないと聞いています。また県の補助金に採択されれば最大で事業費の3分の1を県、3分の1を市で補助することも可能になる見込みです。なお、大杉の文化財指定が解除されると、政教分離の観点から公的な補助は困難になると考えられます。

委員：先ほど大杉を用いたモニュメントとの説明がなされたが、モニュメントとして残すということであれば観光振興事業となるのではないか。

委員：モニュメントは残りの部材を用いて制作するもので、神社の境内とは別の場所に置く案が出されている。大杉の根元部分は境内で保存する計画で、モニュメント制作とは別の2本立ての事業としてご理解いただきたい。文化財保存事業としては根元部分を残すというものである。

委員：文化財指定を維持した場合、現状変更の自由度は小さくなると思われるがどうか。

事務局：文化財指定を維持した場合、現状変更には制限がかかると考えられますが、保存のために必要で、文化財としての価値を損なわない範囲で実施されるものであれば認められるものと考えます。

会 長：様々な意見が出されたが、文化財指定の解除を行うべきとの意見は出されていないと思われる。大杉は大湫のシンボルであるとともに瑞浪市が誇る文化財でもある。それを残そうという活動が地域で行われている状況を鑑みると、市民の共有財産ともいえる大杉を残すことは意味あることと考えるがどうか。

委 員：倒れてしまったとはいえ、あれほどの大杉は市内に残されていない。枯れてしまうとしても、樹木として残っている以上は胸を張って文化財と言えるのではないか。

委 員：2～3年後に大学などの研究成果が出されれば、それを以って新たな価値づけを行うことも可能と考える。少なくともその時まで大杉、あるいは大杉の一部を残すことが望まれる。

委 員：現在でも様々な研究手法が考案されており、大杉を保存することで、今後より多くの成果が生まれる可能性もある。長期的な展望をもって大杉を保存するためにも文化財指定の継続が望ましい。

【他にも同様の意見が相次ぐ】

会 長：文化財指定を維持することに前向きな意見が多く出されたので、指定時とは状況は異なるものの、文化財審議会としては文化財指定を維持するという事に決定したいがよろしいか。

【異議なしの声】

会 長：それでは、大湫神明神社の大杉については市の文化財指定を維持することに決定する。

委 員：採決後に恐縮だが意見を申し上げたい。今後の大杉の保存事業に関して、文化財である大杉をどのように保存するのか、事業の詳細を文化財審議会としても把握しておくことが必要と考える。

事務局：承知しました。事業の内容につきましては詳細が決定次第、文化財審議会に内容を報告することといたします。また、2～3年後に大学などの研究成果が出され、新たに文化財的な価値づけを行うことができるようになった暁には、指定事由の変更について改めて当審議会にお諮りしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

会 長：それでは本日の審議はこれにて終了する。

■その他

(1) 令和2年度文化財関係事業について

事務局より、口頭にて以下の事業の進捗状況等を報告。

- ・大湫神明・白山神社例祭の調査については、今年度末に調査報告書を刊行予定である。また、当該物件は過去に市の文化財指定の申請書が提出されており、当該報告書を資料として来年度に文化財指定の審議を行いたい。

- ・ 中山道保存活用計画の策定について

令和元年 10 月に市内の中山道が国史跡に指定されたことを受け、令和 2 ～ 3 年度の 2 カ年で保存活用計画を策定する。計画は文化財審議会会長や有識者、地元まちづくり組織の方などが参加した会議で詳細を決定する。

(2) 令和 3 年度文化財関係事業について

事務局より、口頭にて以下の事業計画等を報告。

- ・ 森川文書の調査について

小木曾委員の協力により、大湫の森川家の本家の方（岐阜市在住）が所蔵されている文書の読み下しを行う。最終的には古文書を活字化して、報告書という形で公表する。

- ・ 岐阜県文楽・能大会の開催について

岐阜県内に残る文楽・能保存団体（7 団体）が出演・公演するイベントを瑞浪市で開催する。本来は今年度開催予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から来年度に延期したもの。日吉町の半原操り人形浄瑠璃保存会も出演する予定であるので、また情報提供させていただく。

- ・ 指定文化財保存事業への助成について

大湫神明神社の大杉の保存事業等に対して補助金を交付する。但し、地元でクラウドファンディング実施中という状況にあり、事業規模については未確定。

(3) 文化財審議会の任期について

事務局より、今期の文化財審議会委員の今年度末までであることを説明し、次期委員への留任と、委員が 2 名欠員となっているので、推薦できる方などの情報提供を依頼。